

民間資金等活用事業推進委員会第17回合同部会議事概要

日 時：平成13年11月15日（木） 10:00～12:05

会 場：中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室

出席者：西野部会長、奥野委員、小幡委員、高橋委員、前田委員

阿保専門委員、井崎専門委員、小澤専門委員、佐々木専門委員、中村専門委員、
光多専門委員、美原専門委員、森専門委員、山下専門委員、山代専門委員

ヒアリング説明者：

【神奈川県】総務部財産管理課リース・PFI担当伊藤主幹、同色摩副主幹、
（財）日本経済研究所調査局調査第二部生田副主査（アドバイザー）

【福岡市】市長室行政経営推進担当部北嶋課長、環境局施設部工場整備課秋吉
課長、同課余熱利用施設整備事業担当萩尾主査

事務当局：竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官、豊田企画官、木村参事官補佐、
菅野参事官補佐、藤原参事官補佐

議事概要

事務局より下記の事項につき報告があった。

- ・ 委員・専門委員の任命等について報告（資料1）。
- ・ 委員会令（資料3）に基づき、委員長の選任、並びに委員長代理、部会長等の指名があった旨、報告。
- ・ 委員会令に基づき、各委員、専門委員の所属部会の指名があった旨、報告（資料2）。

地方公共団体からのヒアリング

神奈川県より資料4に基づき下記の事項について説明があった。

【説明事項】

- ・ 神奈川県立近代美術館新館（仮称）等特定事業について
- ・ PFI事業化に当たっての課題
- ・ 近代美術館PFI事業について（民間事業者の視点から）（日本経済研究所より説明）

福岡市より資料5に基づき下記の事項について説明があった。

【説明事項】

- ・ 福岡市PFIガイドラインについて（福岡市のPFI推進体制等について）
- ・ 福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業について

【質疑】

- ・ 神奈川県に伺うが、いわゆる公募型プロポーザル方式の入札手続きについては、特例政

令との関係をどのように認識しているのか確認したい。

福岡市に伺うが、BOTを採用し事業終了後施設を無償譲渡することになっており、理論上VFMが減少することにもなるが、なぜこのような選択をしたのか。また、VFM評価の考えかたは。

・(神奈川県)特例政令がPFI法施行前の平成8年に制定されたものであることから、その拡大解釈を行うことで、いわゆる公募型プロポーザル方式を採用することも成り立ち得るのではないかと考えている。

・(福岡市)事業終了時の施設の未償却部分を、最終年度で除却損として処理することとしているが、その上でも21%のVFMが出ている。

本来はBOO方式を採用したかったが、そうすると事業者に解体費用の負担が発生することとなるため、その分を市で持つという考え方。

・神奈川県に伺うが、国庫補助や無利子融資についてはどの時点でその交付・実行が確かなものになったのか。恒常的に設定されている審査委員会は事業審査のみを行っているのか、それとも事業推進的な役割をも担っているのか。

福岡市に伺うが、事業推進委員会と審査委員会の機能は別だが、委員構成等で共通のものがあるか。

・(神奈川県)近代美術館事業は補助事業ではないため、補助金にかかる検討はしていない。無利子融資については、文部科学省を通じて平成13年度予算要求を行ったが、ゼロ査定となった。それがわかったのは入札説明書を出した後。審査委員会の役割は事業審査を主としているが、実際には実施方針策定の段階から事業者選定までの全てのプロセスにおいてアドバイスをいただいている。

・(福岡市)推進委員会は外部委員としては学識経験者、弁護士、会計士という構成。審査委員会はその分野の専門の方を多分に入れることになるだろうと考えている。兼ねてはいけないということは特にしていない。

・いずれもBOTで料金収受の機能があるが、事業者の位置付けは公の施設の管理者となるのか。また、独立採算部門の扱いはPFI事業なのか否か。VFM評価の会計的な計算の方法、基準についての考え方は。また、VFM評価時のリスクの取扱い、間接コストの取扱い、民間の利益率の想定についてはどのように行ったのか。施設等の資産担保の提供方法についてはどうなっているのか。モニタリングの方法、効果について。実際にどうされたのか。例えば財務制限条項、他業の禁止などは考えられたのか。

いわゆるステップ・イン・ライトを契約上どのように織り込んだのか。保証に関し、ボンドの規定も入れているが、実際にどのようにされたのか、伺いたい。

・(神奈川県)近代美術館の新館(BOT)は公の施設という位置付けであり、入場料収入については、リスクも含め、毎日県に引き継がれることになる。独立採算部門はPFI事業の一部としており、例えば駐車場は使用貸借契約で県有地の無償貸与を行うなどというスキームとしている。VFM評価については、民間事業者の利益水準をプロジェクトIRRが借り入れ金利を上回ること、エクイティIRRが10%以上、DSCRが1を割り込まないことの3つの要件が満たされる形で算定、評価。リスクについては、定量化になじむリスクを抽出し、その範囲にて定量化を行った。独立採算部門について

は、収益を見込む場合と見込まない場合とで2ケース用意した。但し、審査に当たっては収益を見込まないケースを採用している。間接経費については厳密に見込んでいない。

資産担保については、駐車場部分は説明のとおり。建物の底地についても使用貸借契約を締結しているところ。モニタリングの方法については、毎日行う日常モニタリング、1ヶ月に1度行う定期モニタリング、抜き打ちに行う随時モニタリングの3種類を契約書に織り込んでいる。また、金融機関に対してSPCの財務状況の監視を求めているところ。ステップ・イン・ライトについては、現在ダイレクタグリーメントの締結交渉の中で検討しているところ。融資機関の考え方は担保を付すことができるものは全て付すというものであり、現在協議している。火災保険金請求権の取扱いと第三者への地位譲渡についても協議しているところ。保証については、ボンドも含め、幾つかの選択肢の中でどれを選ぶかは事業者の判断としている。今回、履行保証保険を入れているが、そちらの費用については特定事業の選定には見込んでいない。また、当該保険は建設期間だけであり、維持管理段階での履行保証はない。

・(福岡市) あくまでも清掃工場の余熱利用施設ということで地元還元施設と考え方をとっているため、公の施設として位置付けていない。したがって、利用料金はSPCで取り扱うこととなる。

・神奈川県の実業における独立採算部門については、全体に占める割合が極めて小さいため、独立採算部門が全体に与える影響は小さいものと理解している。

福岡市の場合は、応札価格が1位と2位とで40%程度違うが、これは利用者料金をどの程度大きく見るかで決まってくる。ファイナンスを組む際、プロジェクト・ファイナンスの中では需要者変動のリスクはとれないので、スポンサー保証という形でリスクをカバーするものと想像するが。

大きな需要の期待を持った事業者が結果として選定事業者となっているが、将来の実業の安定性の面からはリスクな選択なのでは。

また、地方公共団体がPFI事業を進める上で、アドバイザーを利用することは人材不足をカバーするうえで重要であり、神奈川県の場合も余りあるVFMをとっていると思う。先行している地方公共団体からその効果を積極的に示していただきたい。

・(福岡市) ご指摘の点は認識している。サービス提供料の譲渡担保の付保と破綻した場合の市の施設の買取りを付けることでファイナンスを組成している。

・詳細設計が終了していればPFIであろうと従来型であろうと本来的に建設費は同じになるはずであり、係数をかけるというのは理屈上おかしい。結果的にVFMが出るというのであれば良いが、特定事業の選定時のVFM評価の際にはその点に留意すべき。

事務局からの報告

- ・ 資料6に基づき、PFI法改正につき報告。
- ・ 資料7に基づき、PFI事業に係る補助金の交付の取り扱いにつき報告。
- ・ 資料8に基づき、PFI事業調査補助制度の創設につき報告。

次回の民間資金等活用事業推進委員会合同部会について

12月初旬を目途に開催予定。実際にPFI事業に携わられた民間事業者からのヒアリングを行う予定。

以上

(速報のため事後修正の可能性があります)

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681